

議案第58号

沼田市社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

沼田市社会体育施設設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年8月26日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

沼田市社会体育施設設置及び管理条例（昭和 5 1 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

体育館	利根園原ふれあい 屋内運動場	利根町園原 7 0 1 番地 3	全面	1 時間	市民	5 2 0 円
					市民 以外	2, 0 8 0 円
	利根農業者トレー ニングセンター	利根町輪組 8 6 7 番地 2	全面	1 時間	市民	5 2 0 円
					市民 以外	2, 0 8 0 円

を

体育館	利根園原ふれあい 屋内運動場	利根町園原 7 0 1 番地 3	全面	1 時間	市民	5 2 0 円
					市民 以外	2, 0 8 0 円

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。